

千葉県遊泳用プール検査指導要領

第1 目的

この要領は、環境衛生監視員（以下「監視員」という。）が、遊泳用プール指導要綱（昭和63年8月26日施行。以下「指導要綱」という。）に基づき、遊泳用プール（以下「プール」という。）の検査を行う場合の検査方法、検査事項等を定め、もって検査業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

第2 検査回数

検査は、原則として、毎年度1回以上、実施するものとする。

第3 検査方法

- (1) 検査は、原則として、プールの開場時間内に実施するものとする。
- (2) 検査は、遊泳用プール検査項目（別記1）により実施するものとし、遊泳用プール判定基準（別記2）に基づき判定するものとする。

第4 検査結果の処理

検査の結果は、次により処理するものとする。

- (1) 第3-(2)に基づき判定した結果、指導要綱を遵守していない場合は、プールの設置者又は管理責任者に対し、次の改善を指導するものとする。

ア 軽微な場合

口頭による改善の指導

イ 公衆衛生上支障が生ずるおそれがある場合

プール検査指導票（様式1）の交付による改善勧告

- (2) 前項のイにより改善勧告をした場合は、設置者から改善報告を受理後、再検査を実施し、改善状況の確認を行うものとする。
- (3) 検査の結果及び改善指導状況等は、環境衛生施設指導システムに入力するものとする。

第5 プール検査指導票の保存

プール検査指導票（甲）は、交付した日から3年間保存するものとする。

第6 留意事項

監視員は、検査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 品位を保持し、信頼を得るよう努めること。
- (2) 第3に定める事項のみでなく、プールの状況により措置することが望ましい事項についても、可能な限り十分な指導をすること。
- (3) 営業行為に不当に制限を加え、若しくは支障をきたすことのないよう配慮すること。
- (4) 検査する職員は、その身分を示す環境衛生監視員証を携帯すること。

附 則

この要領は、平成元年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。